

令和7年度分の給与所得控除について

給与の収入金額	給与所得控除額	
	改正後	改正前
162万5千円以下	65万円	55万円
162万5千円超180万円以下	65万円	収入金額×40%-10万円
180万円超190万円以下	65万円	収入金額×30%+8万円

※給与収入金額が190万円超の場合は給与所得控除に改正はありません。

給与収入が変わらなければ令和8年度年間介護保険料額は令和7年度と同額になります。

<例> 前年中の給与収入が100万円で、他の所得がない場合（同一生計配偶者または扶養親族がいない場合）

	市民税	介護保険料段階	年間保険料額
令和7年度	課税	6段階	79,176円
令和8年度	非課税	6段階	